



平成 21 年 11 月 9 日

各 位

会社名 曙 ブレーキ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 信元 久隆
(コード番号 7238 東証第1部)
問合せ先 広報室長 新井 良夫
(TEL 03-3668-5183)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

平成 21 年 11 月 9 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 25,000,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 21 年 11 月 18 日(水)から平成 21 年 11 月 25 日(水)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 21 年 11 月 26 日(木)から平成 21 年 12 月 2 日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 信元久隆に一任する。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 3,750,000 株
種 類 及 び 数 なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われぬ場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から3,750,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 信元久隆に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 3,750,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 込 金 額 と 同 一 と す る 。
- (3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 資 本 準 備 金 の 額 増 加 す る 資 本 金 の 額 は 、 会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ る 資 本 金 等 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し 、 計 算 の 結 果 1 円 未 満 の 端 数 が 生 じ た と き は 、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る 。 ま た 、 増 加 す る 資 本 準 備 金 の 額 は 、 資 本 金 等 増 加 限 度 額 か ら 増 加 す る 資 本 金 の 額 を 減 じ た 額 と す る 。
- (4) 割 当 先 野村證券株式会社
- (5) 申 込 期 間 (申 込 期 日) 平 成 21 年 12 月 21 日 (月)
- (6) 払 込 期 日 平 成 21 年 12 月 22 日 (火)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 信元久隆に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から3,750,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、3,750,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成21年11月9日(月)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式3,750,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を、平成21年12月22日(火)を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成21年12月15日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	110,992,343株(平成21年10月31日現在)
公募増資による増加株式数	25,000,000株
公募増資後の発行済株式総数	135,992,343株
第三者割当増資による増加株式数	3,750,000株(注)
第三者割当増資後の発行済株式総数	139,742,343株(注)

(注)第三者割当増資の発行新株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字であります。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 18,239,000,000 円について、4,000,000,000 円を設備投資資金に、9,000,000,000 円を当社連結子会社への投融資資金に充当し、残額を当社借入金の返済に充当する予定であります。

投融資先の資金使途については、950,000,000 円を Robert Bosch LLC からの事業譲受に要する取得資金に、8,050,000,000 円を設備投資資金に充当する予定であります。

なお、当社グループの設備投資計画については、平成 21 年 11 月 9 日現在、以下のとおりとなっております(なお、設備投資計画の総額については、平成 21 年度は 5,020,000,000 円、平成 22 年度は 12,000,000,000 円となっております。)。

会社	事業所 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社	本社他 (東京都中央区他)	ブレーキ製品関連事業	鋳物製造設備、新工法設備、情報機器他	970	18	増資資金、自己資金及び借入金等	平成 21 年 4 月	平成 22 年 3 月	- (注) 2.
				2,000	-		平成 22 年 4 月	平成 23 年 3 月	
	開発部門 (埼玉県羽生市)	ブレーキ製品関連事業	試験・研究開発用設備、高性能ブレーキ開発設備	290	16		平成 21 年 4 月	平成 22 年 3 月	
				1,000	-		平成 22 年 4 月	平成 23 年 3 月	
連結子会社	曙ブレーキ岩機製造(株) (埼玉県さいたま市岩槻区)	ブレーキ製品関連事業	ディスクブレーキ・ドラムブレーキの製造設備(合理化、環境保全、その他)	1,140	232	当社からの投融資資金、自己資金及び借入金等(注) 4.	平成 21 年 4 月	平成 22 年 3 月	
				1,500	-		平成 22 年 4 月	平成 23 年 3 月	
	曙ブレーキ福島製造(株) (福島県桑折町)	ブレーキ製品関連事業	ブレーキライニング、産業機械・鉄道製品の製造設備(合理化、環境保全、その他)	410	7		平成 21 年 4 月	平成 22 年 3 月	
				500	-		平成 22 年 4 月	平成 23 年 3 月	
	曙ブレーキ山形製造(株) (山形県寒河江市)	ブレーキ製品関連事業	ディスクブレーキパッドの製造設備(合理化、環境保全、その他)	180	39		平成 21 年 4 月	平成 22 年 3 月	
				500	-		平成 22 年 4 月	平成 23 年 3 月	
	曙ブレーキ山陽製造(株) (岡山県総社市)	ブレーキ製品関連事業	ディスクブレーキ・ドラムブレーキの製造設備(合理化、環境保全、その他)	300	21		平成 21 年 4 月	平成 22 年 3 月	
				400	-		平成 22 年 4 月	平成 23 年 3 月	
	(株)曙ブレーキ中央技術研究所 他 (埼玉県羽生市他)	ブレーキ製品関連事業	試験・研究開発用設備 他	80	-		平成 21 年 4 月	平成 22 年 3 月	
				100	-		平成 22 年 4 月	平成 23 年 3 月	
	アケボノコーポレーション(ノースアメリカ)(米国ケンタッキー州他)	ブレーキ製品関連事業	研究開発用設備	80	-		平成 21 年 1 月	平成 21 年 12 月	
				500	-		平成 22 年 1 月	平成 22 年 12 月	
	アムブレーキコーポレーション (米国ケンタッキー州)	ブレーキ製品関連事業	ディスクブレーキ・ドラムブレーキ・ディスクブレーキパッドの製造設備(合理化、環境保全、その他)	730	192		平成 21 年 1 月	平成 21 年 12 月	
				1,000	-		平成 22 年 1 月	平成 22 年 12 月	
	エーマックブレーキ L.L.C. (米国ケンタッキー州)	ブレーキ製品関連事業	ディスクブレーキの製造設備(合理化、環境保全、その他)	230	205		平成 21 年 1 月	平成 21 年 12 月	
				500	-		平成 22 年 1 月	平成 22 年 12 月	
	エービーエムエール L.L.C. (米国ケンタッキー州他)	ブレーキ製品関連事業	ディスクブレーキ・ドラムブレーキ他の製造設備(合理化、環境保全、その他)	2,000	-		平成 22 年 1 月	平成 22 年 12 月	
	アケボノヨーロッパ S.A.S. (仏国ゴネス市他)	ブレーキ製品関連事業	研究開発設備、ディスクブレーキパッドの製造設備(合理化、環境保全、その他)	70	2		平成 21 年 4 月	平成 22 年 3 月	
				500	-		平成 22 年 4 月	平成 23 年 3 月	
曙光制動器(蘇州)有限公司 (中国蘇州市)	ブレーキ製品関連事業	ディスクブレーキパッドの製造設備(合理化、環境保全、その他)	30	2	平成 21 年 1 月	平成 21 年 12 月			
			250	-	平成 22 年 1 月	平成 22 年 12 月			
広州曙光制動器有限公司 (中国広州市)	ブレーキ製品関連事業	ディスクブレーキ・ドラムブレーキの製造設備(合理化、環境保全、その他)	50	16	平成 21 年 1 月	平成 21 年 12 月			
			250	-	平成 22 年 1 月	平成 22 年 12 月			

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ビーティートゥリダ ールマヴィセサ (インドネシア ジャカルタ市)	ブレーキ 製品関連 事業	ディスクブレーキ・ブレーキ 用部品の製造設備(合理化、 環境保全、その他)	350	58	平成 21 年 1 月	平成 21 年 12 月
			500	-	平成 22 年 1 月	平成 22 年 12 月
アケボノブレーキタ イランド CO.,LTD. (タイ チョンブリ 県)	ブレーキ 製品関連 事業	ディスクブレーキの製造設 備(合理化、環境保全、その 他)	110	52	平成 21 年 1 月	平成 21 年 12 月
			500	-	平成 22 年 1 月	平成 22 年 12 月

- (注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 設備投資は更新投資を基本としており、設備完成後の生産能力に重要な変更がないため記載を省略しております。
3. 投資予定金額欄における既支払額は、平成 21 年 9 月 30 日現在であります。
4. 「当社からの投融資資金」は、今回の増資(一般募集及び第三者割当増資)による調達資金を当社が連結子会社へ投融資するものです。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達は、当社グループの中長期的な業績の向上に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、安定的な配当の継続を基本に、業績及び配当性向等を総合的に勘案して配当額を決定しております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(3) 内部留保資金の用途

グローバルな市場競争力及び財務体質の一層の強化を図り、当社グループの目標とする成長戦略を実現することにより、企業価値の最大化のために有効利用してまいります。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益 又は当期純損失()	61.86 円	61.85 円	151.65 円
1 株当たり年間配当金 (内、1 株当たり中間配当金)	6.00 円 (3.00 円)	10.00 円 (5.00 円)	5.00 円 (5.00 円)
実績連結配当性向	9.7%	16.2%	-
自己資本連結当期純利益率	15.0%	13.7%	42.2%
連結純資産配当率	1.5%	2.2%	1.4%

- (注) 1. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本(純資産合計から新株予約権と少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値であります。
2. 連結純資産配当率は、1 株当たりの年間配当金総額を 1 株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値であります。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。なお、一般募集及び第三者割当増資後の発行済株式総数(139,742,343 株)に対する下記の新株発行予定残数の比率は 0.53%となります。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ストックオプションの付与の状況（平成 21 年 10 月 31 日現在）

株主総会発行決議	新株式発行 予定残数	新株予約権の 行使時の払込金額	行使期間
平成 16 年 6 月 18 日	459,000 株	554 円	平成 18 年 8 月 1 日から 平成 22 年 7 月 31 日まで
平成 17 年 6 月 22 日	3,200 株	1 円	平成 18 年 4 月 19 日から 平成 22 年 4 月 18 日まで
平成 18 年 6 月 20 日	3,500 株	1 円	平成 20 年 7 月 4 日から 平成 22 年 7 月 3 日まで
平成 18 年 6 月 20 日	59,500 株	1 円	平成 23 年 7 月 4 日から 平成 28 年 7 月 3 日まで
平成 19 年 6 月 21 日	21,000 株	1 円	平成 21 年 7 月 3 日から 平成 23 年 7 月 2 日まで
平成 19 年 6 月 21 日	76,900 株	1 円	平成 24 年 7 月 3 日から 平成 29 年 7 月 2 日まで
平成 20 年 6 月 19 日	45,800 株	1 円	平成 22 年 6 月 21 日から 平成 24 年 6 月 20 日まで
平成 20 年 6 月 19 日	75,100 株	1 円	平成 20 年 6 月 21 日から 平成 50 年 6 月 20 日まで

(3) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
始 値	1,289 円	1,065 円	711 円	483 円
高 値	1,393 円	1,071 円	915 円	805 円
安 値	896 円	498 円	316 円	416 円
終 値	1,025 円	711 円	459 円	665 円
株価収益率	16.6 倍	11.5 倍	-	-

(注) 1. 平成 22 年 3 月期の株価については、平成 21 年 11 月 6 日現在で表示しています。

2. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の 1 株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、オーバーアロットメントによる売出し、本件第三者割当増資、株式分割又は株式無償割当てに伴う当社株式の交付、残存新株予約権の行使による当社株式の交付、吸収分割・株式交換及び合併に伴う当社株式の交付、単元未済株主の売渡請求による自己株式の売り渡し、当社及び当社の関係会社の役員を対象とするストックオプションの発行並びに当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）に基づく新株予約権の発行（割当）及び同新株予約権の行使による当社株式の交付を除く。）を行わない旨合意しております。

上記の場合において、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。